

令和2年9月23日

令和2年
第4回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第13号

所得税法第56条廃止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

所得税法第56条廃止を求める意見書（案）

中小企業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。家族従業者より「幼少時より両親の背なかをみて家業を継ぐ決意で現在いっしょに頑張っている。しかし、税法上私たち家族従業者の働き分が認められていないと知り驚きました。同じ仕事内容でも外で働くと給料として認められるのに、家族従業者の働き分が認められないのはおかしい」との声も寄せられています。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、働いている実態が同じでも、申告方法の選択によって、納税者を差別することは許されないことです。さらに、青色申告の専従者給与は税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、取り消される場合もあります。すでに白色申告者にも、記帳は義務化されており、商売に応じた記帳がおこなわれています。白色申告の場合、家族の働き分を認めないことは、もはや道理がありません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国540を超える自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記されています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費として認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年3月「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。日本弁護士連合会（日弁連）も2017年11月、政府への意見書に「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう」所得税法第56条、57条の見直しを正式に盛り込んでいます。以上の理由から、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくようお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

滋賀県野洲市議会議長 岩井 智恵子

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	山東 昭子
内閣総理大臣	菅 義偉 宛
総務大臣	武田 良太
財務大臣	麻生 太郎